

建設工事における社会保険等未加入対策

建設業者の社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）の加入促進を図り、技能労働者の労働環境の改善等を図るため、次のとおり社会保険等未加入対策を実施します。

1 対策の内容

(1) 一次下請業者を社会保険等加入業者に限定

建設工事請負契約書の約款改正を行い、本市発注工事の元請業者が直接契約を行う一次下請については、原則社会保険等加入業者に限定することとします。特別な事情もなく違反した場合は、指名停止措置や違約罰（下請金額の10%）の請求対象となります。

また、二次以下の下請業者で未加入業者がいた場合は、文書指導の対象となります。

(2) 請負代金内訳書の提出

元請業者は、法定福利費を内訳明示した請負代金内訳書を契約締結時に提出することとなります。

2 実施時期

平成30年4月1日以降の一般競争入札の公告又は指名競争入札（随意契約を含む。）の指名通知に係る工事から適用します。